

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 1 月 19 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600295号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600138号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年12月から昭和56年2月3日まで

私は、前職を退職後、仕事を探しているときにB社の社長から声を掛けられ、昭和45年12月から同社に勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者期間が、昭和56年2月3日から平成10年1月22日までとなっており、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、同社における資格取得年月日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社が保管する請求期間当時の乗務員台帳及び複数の同僚の回答から、期間の特定はできないものの、請求者が、同社にタクシー乗務員として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記の乗務員台帳において、請求期間中に資格記録がある他の乗務員については、保険関係欄に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の記載があるところ、請求者の同台帳には、社会保険の加入状況や家族状況について無記入である上、前歴欄に「自家営業(食料品販売)」と記載されている。

また、複数の同僚は、「請求者は、当初は自宅で商売をしながら車が空いたときに乗務するというパートやアルバイトのような形で勤務していて、途中から正規の社員になった。」と述べている。

さらに、B社の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の家族の扶養開始日欄に「昭和56年5月30日」と記載され、また、裏面の家族療養費の摘要欄に「国保より」と記載されていることから、請求者の家族は、当該扶養開始日である昭和56年5月30日までは居住地において国民健康保険の被保険者であったことがうかがえる。

加えて、B社は、請求者の請求期間当時の雇用形態、勤務状況及び給与支払状況について、資料が無いため不明としている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。